

## 第3期調布っ子すこやかプラン(案)の主な修正箇所抜粋

### 施策の方向

- 調布市子ども条例や子どもの権利の認知度を向上させるための周知・啓発活動を推進します。
- 子どもを含めた市民一人ひとりが子ども条例の趣旨について理解を深めることができるように、子どもの年齢に応じた広報や、様々な機会や媒体を利用した普及・啓発に取り組みます。
- 子どもが様々な方法で意見を言いやすく、積極的に参加できるような仕組みづくりを検討します。
- 家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境を醸成します。

### 主な事業・取組

#### 1-1-1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発（施策 4-3 関連）（子ども政策課）

調布市子ども条例及び子どもの権利について、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。

また、家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境づくりの大切さを伝えていきます。

- ごみ収集車装飾事業（「みんななかよし！」をテーマにした小学生の絵で装飾）
- ◎ 調布市子ども条例及び子どもの権利に関するリーフレット作成、周知
- ◎ 春のこどもまんなか月間に合わせた広報

#### 1-1-2 子どもの気持ちへの配慮（保育課）

子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子供の気持ちを受け止め、援助します。

- ◎ 保育の質ガイドラインを踏まえた保育の実施

#### 1-1-3 子どもの意見募集（子ども政策課、児童青少年課）

子どもの権利条約や調布市子ども条例に基づき、調布っ子(調布市に住む子ども)が、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるような調布のまちをよくするためのアイデアや子ども・子育てのことで調布市に対して思っていることや聴いてほしいこと、困っていること、悩んでいることなどの意見を様々な手法を検討し、募集します。

- ◎ 調布っ子の声・意見募集の検討
- ◎ 意見箱の設置と児童館を利用する子どもの意見を反映した事業の推進
- ◎ あそび投票箱の設置
- 学童クラブ利用者アンケートの実施

#### 1-1-4 意見発表の機会づくり（社会教育課）

小学生に自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

- 調布っ子“夢”発表会

**CHECK****子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは？**

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

**■子どもの権利条約の4つの原則■**

<p><b>1</b> <b>差別の禁止</b></p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>	<p><b>2</b> <b>子どもの最善の利益</b></p> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>
<p><b>3</b> <b>生命、生存及び発達に対する権利</b></p> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>	<p><b>4</b> <b>子どもの意見の尊重</b></p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>

(出典) 公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

[「子どもの権利条約」について詳しくはこちら](#)



[公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」](#)

### 1-3-10 地域とともにある学校づくり（指導室）

保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題，目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すとともに，地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により，持続可能な仕組みを構築し，学校教育活動の充実，活性化を図ります。

- コミュニティスクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の一体的推進

### 1-3-11 社会教育施設における居場所づくり（社会教育課，図書館，東部公民館，西部公民館，北部公民館）

社会教育施設における乳幼児と保護者，小学生から高校生の同世代相互及び世代を超えた交流や学習などの場，読書，調べ学習の場，楽しく安心して学べるよう地域交流や仲間づくり文化活動などの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供，工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- 図書館の運営（閲覧席及びおはなし室の開放，おはなし会の実施，小学生読書会の実施，中学生の「記者」によるぶちねこ便の発行の実施）
- 各公民館の運営（夏季休業中に施設の一部を自習室として開放，家庭教育事業の実施，青少年教育事業の実施，成人教育事業の実施，地域文化祭の実施，公民館登録団体と共催で公開講座等の開催）

### 1-3-12 公園における居場所づくり（緑と公園課）

子どもたちの放課後等の身近な居場所となるよう，公園の新設・改修時，遊具などの種類については，利用する子どもたちにアンケートや希望を聴きながら子どもたちが遊びたい，居たいと思える公園づくりや情報を提供します。

- 調布市公園施設長寿命化計画や子どもたちの意見に基づいた公園施設や遊具の維持・補修
- 公園・緑地機能再編整備プランによる公園の計画的な整備
- ボール遊びのできる公園や複合遊具のある公園などの情報提供
- 「親子であそぼう！！公園マップ」の充実

## 基本施策 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実

### 現状と課題

地域コミュニティにおける関わり希薄化に伴い、子どもの健やかな成長の原点である学びや遊び・体験活動の機会が減少しています。学校や学校外における多様な学びや遊び・体験活動を行うことができる場所や機会の充実が求められています。

すべての子ども・若者が、健やかに成長し、自立していくためには、安全・安心に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、生まれ育った環境、家庭の経済的理由などによって学びや体験活動などの機会を奪われることのないよう支援する必要があります。

### 施策の方向

- 規律性、社会性及び協調性を育む機会を充実していきます。
- 子どもの意見を尊重した学びや遊び・体験活動の機会を充実していきます。
- 地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる学びや体験活動の機会を充実していきます。
- 社会の一員としての自覚を持ち、社会に積極的に関わるといった社会形成に参画する態度を育む機会を充実していきます。

### 主な事業・取組

#### 1-4-1 地域における子育て支援活動の支援（子ども政策課、[東部公民館](#)、[西部公民館](#)、[北部公民館](#)）

地域における子どもの心身の成長を目的とした体験、遊びの場の提供や子どもと子育てに関する学習・啓発、子育ての仲間づくり、情報交換、交流などを目的とした子育てに関する活動を支援します。

- 子ども・若者基金を活用した子育て支援活動助成事業の実施
- [公民館における子育てサークル活動の支援](#)

#### 1-4-2 放課後等における遊びや体験活動の推進（児童青少年課）

児童館、あそびバにおいて、子どもたちが、「やってみたい」と思うことを尊重し、自由遊びやイベントなどでの体験を通して子どもたちが交流し、自主性、協調性、創造力を高め成長するよう支援していきます。

また、学童クラブにおいて、保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生に対して、集団生活のもと健やかな成長や基本的な生活習慣の確立を支援していきます。

青少年ステーション CAPS において、中・高校生世代が、音楽やスポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等自由に安心して遊び、活動できるよう支援していきます。

- 児童館・あそびバ・学童クラブ・青少年ステーション CAPS の運営

#### 1-4-3 宿泊体験や職場体験の推進（指導室）

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、職場体験など、集団行動や社会の接点となる体験活動を通じて、規律性・社会性・協調性を育成する機会を創出し、将来の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

- 八ヶ岳移動教室（小学5年生）、日光移動教室（小学6年生）、木島平移動教室（中学1年生）、修学旅行（中学3年生）の実施
- 中学生職場体験（中学2年生）の実施
- 多摩川を利用した自然体験学習の実施
- クリーンプラザふじみのへの社会科見学の実施

#### 1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策 1-2 関連）（児童青少年課）

児童館が主催する宿泊活動や自然体験活動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション能力、社会性・責任感等の育成を図ります。

- ウルトラキャンプの実施
- 児童青少年フェスティバルの実施
- 児童館まつりの実施
- 児童館交歓フェアの実施
- 児童館交流大会（サッカー大会、オセロ大会）の実施

#### 1-4-5 青少年交流・体験事業の推進（社会教育課）

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る場を、また、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおりして少年の心身の健全な育成を図る場を提供します。

子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を、また、二十歳という人生の節目として将来について考える機会となるつどいの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供、工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- 八ヶ岳少年自然の家の運営
- 調布っ子“夢”発表会の実施
- 二十歳のつどいの実施

#### 1-4-6 読書・調査活動への支援（図書館）

「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

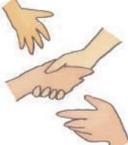
また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、子どもたちの読書や調査活動を支援します。

- 児童サービスの充実
- ◎ YA（ヤングアダルト）サービスの充実
- 利用支援サービスの充実

# 7. 子どもの権利条約

(出典) 子どもの権利条約カード 公益財団法人 日本ユニセフ協会発行

## よ読んでみよう! 「子どもの権利条約」第1~40条 日本ユニセフ協会抄訳

<p><b>第1条【子どもの定義】</b> 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p><b>第2条【差別的禁止】</b> すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p><b>第3条【子どもにもっともよいことを】</b> 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p><b>第4条【国の義務】</b> 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p><b>第5条【親の指導を尊重】</b> 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p><b>第6条【生きる権利・育つ権利】</b> すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p><b>第7条【名前・国籍をもつ権利】</b> 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p><b>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</b> 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p><b>第9条【親と引き離されない権利】</b> 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p><b>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</b> 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p><b>第11条【よその国に連れられない権利】</b> 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p><b>第12条【意見を表す権利】</b> 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p><b>第13条【表現の自由】</b> 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p><b>第14条【思想・良心・宗教の自由】</b> 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p><b>第15条【結社・集会の自由】</b> 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第16条【プライバシー・名誉の保護】</b> 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p><b>第17条【適切な情報の入手】</b> 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</b> 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p><b>第19条【あらゆる暴力からの保護】</b> どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</b> 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。</p> 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



<p><b>第21条【養子縁組】</b></p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p><b>第22条【難民の子ども】</b></p> <p>自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p><b>第23条【障がいのある子ども】</b></p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第24条【健康・医療への権利】</b></p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p><b>第25条【施設に入っている子ども】</b></p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p><b>第26条【社会保障を受ける権利】</b></p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第27条【生活水準の確保】</b></p> <p>子どもは、心やからだがかすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p><b>第28条【教育を受ける権利】</b></p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p><b>第29条【教育の目的】</b></p> <p>教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p> 	<p><b>第30条【少数民族・先住民の子ども】</b></p> <p>少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p><b>第31条【休み、遊ぶ権利】</b></p> <p>子どもは、休み、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</b></p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p><b>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第34条【性的搾取からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第35条【誘拐・売買からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買わされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第36条【あらゆる搾取からの保護】</b></p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p><b>第37条【拷問・死刑の禁止】</b></p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したいいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第38条【戦争からの保護】</b></p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p><b>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</b></p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p><b>第40条【子どもに関する司法】</b></p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p> 

「子どもの権利」について詳しくはこちら→

